

令和7年度

第421回沖繩市農業委員会総会議事録

沖繩市農業委員会事務局

会長職務代理者	<p>ただいまから令和7年度第421回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は13名中10名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。本総会に欠席の連絡がありますので報告します。10番仲泊元輝委員、14番宮城徳重委員、12番長谷川亜紀委員。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、3番の仲宗根哲也委員、7番の新垣実委員にお願いします。</p> <p>事前現地調査委員は、2番仲村学委員、6番仲宗根光夫委員、報告者は6番仲宗根光夫委員にお願いします。</p> <p>それでは始めたいと思います。</p> <p>議案第1号、受付番号13番から15番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>よろしくお願いいいたします。1ページ、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、座って説明させていただきます。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。</p>
会長職務代理者	<p>現地調査を、2番仲村学委員、6番仲宗根光夫委員の2名で行っておりますので、調査報告を6番仲宗根光夫委員、よろしくお願いいいたします。</p>
6番	<p>皆さん、こんにちは。11月25日火曜日、午後1時から午後3時10分まで、2番仲村学委員と私、仲宗根光夫委員、また事務局からは、山城局長と與那嶺係長の4名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲村学委員、よろしくお願いいいたします。座って報告させていただきます。</p> <p>議案第1号、受付番号13番、見取図の1ページになります。申請地は東南植物楽園の東に位置し、現況は奥のほうにバナナが植えられていました。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号14番、見取図の2ページになります。申請地は美里郵便局の西に位置し、現況はクロキの剪定をして、移動する準備をした現状でありました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号15番、見取図の3ページになります。申請地はこどもの国の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
会長職務代理者	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号13番から15番について、委員の意見を求めます。</p>

会長職務代理者	(進行の声)
会長職務代理者	<p>進行の声がありますので進めます。議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号13番から15番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
会長職務代理者	(異議なしの声)
事務局	<p>異議なし声がございます。進行します。</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号13番から15番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
会長職務代理者	(全委員挙手)
6番	<p>全委員が賛成でありますので、議案第1号、受付番号13番から15番については許可相当といたします。</p> <p>議案第2号、受付番号70番から85番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(議案第2号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
会長職務代理者	<p>それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、6番仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
6番	<p>ご報告いたします。議案第2号、受付番号70番、見取図の4ページになります。申請地は美来工科高校の東に位置し、現況は現在使われている駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>続きまして、受付番号71番、見取図の5ページになります。申請地は宮里中学校の西に位置し、現況は使用されている駐車場でありました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号72、73番、見取図の6ページになります。申請地は沖縄東中学校の西に位置し、現況は更地でありました。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号74番、見取図の7ページになります。申請地は与儀公民館の南西に位置し、現況はサトウキビ畑のようでありました。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設</p>

等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号75番、見取図の8ページになります。申請地は嘉間良公民館の北に位置し、現況は鉢物部類の花木類、あとは野菜とか家庭菜園のように見えました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

76番と77番は隣接しておりますので、一緒に報告したいと思います。受付番号76、77番は見取図の9ページになります。申請地は池原市営住宅団地の北東に位置し、現況は駐車場と畑でありました。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつおおむね500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号78番、見取図の10ページになります。泡瀬第二公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

受付番号79番、見取図の11ページになります。申請地は登川公民館の東に位置し、現況は、伐開されて、いつでも畑ができるような状態でありました。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号80番、見取図の12ページになります。申請地は池原公民館の南に位置し、現況はバナナとシークワサーがあって、残りは雑草でありました。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしており、第3種農地としました。

受付番号81番、82番、83番は13ページになります。隣接で一緒に報告したいと思います。見取図の13ページになります。申請地は美里郵便局の南に位置し、現況は更地でありました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号84番、見取図の14ページになります。申請地は沖縄東中学校の南に位置し、現況は雑木やギンネムなどもあり、一部は駐車場に使われていました。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

受付番号85番、見取図の15ページになります。申請地は農民研修センターの北に位置し、現況は雑草を取り払っていつでも畑ができるような状態でありました。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。

会長職務代理者

ありがとうございます。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。

それでは議案第2号、受付番号70番から85番について、委員の意見を求めます。どうぞ、1番島袋委員。

1 番	80 番ですけれども、これ、譲渡人と譲受人の間柄は親族関係ですか。
事務局	お答えします。 兄弟関係です。譲受人が弟になります。
1 番	分かりました。
会長職務代理者	ほかに。どうぞ、9 番高江洲委員。
9 番	よろしくお願ひします。受付番号 70 番ですが、譲受人の駐車場になりますけれども、土地を駐車場として利用してから 20 年ぐらいになるみたいですが、分かっているながらそのまま使っていたということですか。
事務局	お答えします。 ここは高江洲委員のおっしゃるとおり、以前から駐車場として使われていました。今回、売買による所有権移転を予定していますが登記地目が畑なので農地転用が必要となり追認による申請がありました。
9 番	要するに、契約済みということですか。
事務局	そうです。
9 番	それでありながら、転用目的が貸駐車場とありますが、自分のお客さんが止める場所なのに、どこに貸すと言っているのか。
事務局	お答えします。譲受人は幾つもグループ企業を持っています。系列会社である不動産管理会社が購入して、系列会社に貸す形になります。
9 番	同じ駐車場の敷地内に、今回の申請地と同じように個人の土地で農地転用の申請が必要な場所もあると思いますが、いかがですか。
事務局	高江洲委員おっしゃるように、ここはいろいろな方が所有している土地があります。3 年程前に、一部は追認による転用が終わっています。
9 番	駐車場内にまだ農地転用が必要な場所が残っているか。
事務局	全部の土地の地目を把握しておりませんので確認します。
9 番	お願ひします。以上です。
会長職務代理者	ほかにありますか。進めてよろしいですか。

<p>会長職務代理者</p>	<p>(進行の声)</p> <p>それでは議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号70番から85番について、許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございますので進行します。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号70番から85番について、許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>(全委員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全委員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号70番から85番については、許可相当といたします。進行します。</p> <p>続きまして議案第3号、受付番号10番、非農地証明交付申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案第3号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、6番仲宗根光夫委員、現況報告をお願いします。</p>
<p>6番</p>	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号10番、見取図の16ページになります。申請地は沖縄職業能力開発大学校の南に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく、樹木が繁茂し、袋地で通路がない状況であります。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和7年度利用状況調査にて赤としています。以上のことから非農地と判断しました。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>ありがとうございます。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号10番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根委員、どうぞ。</p>
<p>1番</p>	<p>ちなみに道からどれぐらい離れていますか。</p>
<p>6番</p>	<p>この通りからすると200mぐらいは離れていると思います。</p>

1 番	分かりました。
6 番	あと、近くの太陽光発電場所からも、相当下がっており斜面地を下っていくものですから、入るにも入れない場所です。
会長職務代理者	よろしいですか。 (はいの声)
会長職務代理者	議案第 3 号 非農地証明交付申請の受付番号 10 番について、承認とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声)
会長職務代理者	異議なしの声がございますので、進行いたします。 議案第 3 号 非農地証明交付申請、受付番号 10 番について、賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
会長職務代理者	全委員が賛成でありますので、非農地として承認いたします。 議案第 1 号から第 3 号までのご審議、大変お疲れさまでございました。 これを持ちまして、令和 7 年度第 4 2 1 回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和 7 年 11 月 27 日

会長職務代理者 大城信男 (大印)

議 長 大城信男 (大印)

3 番 仲宗根 惣也 (仲宗根印)

7 番 新垣 美 (新垣印)